

弁護士報酬等算定表

(税込表示)

民事事件

	経済的利益の額	着手金	報酬金														
① 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件	300万円以下 300万円を超え3,000万円以下 3,000万円を超え3億円以下 3億円を超える	8.8% 5.5%+9万9000円 3.3%+75万9000円 2.2%+405万9000円	17.6% 11%+19万8000円 6.6%+151万8000円 4.4%+811万8000円														
② 調停事件及び示談交渉事件		①に準じる 但し、3分の2に減額 することができる	①に準じる 但し、3分の2に減額 することができる	※示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するとき、示談交渉事件及び調停事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は算定額の2分の1とすることができる													
③ 離婚事件	離婚調停事件又は離婚交渉事件 離婚訴訟事件	22万0000円～55万円 33万0000円～ 66万0000円	22万0000円～55万円 33万0000円～ 66万0000円	※離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は2分の1 ※離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は2分の1 ※財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、実質的な経済的利益の額を基準として、①又②の算定額以下の適正妥当な額を加算して算定													
④ 示談交渉事件を除く契約締結交渉	300万円以下 300万円を超え3,000万円以下 3,000万円を超え3億円以下 3億円を超える	2.2% 1.1%+3万3000円 0.55%+19万8000円 0.33%+85万8000円	4.4% 2.2%+6万6000円 1.1%+39万6000円 0.66%+171万6000円														
⑤ 手形・小切手訴訟事件		①の算定額の2分の1	①の算定額の2分の1	※手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、①の算定額との差額とし、その報酬金は、①を準用													
⑥ 督促手続事件	300万円以下 300万円を超え3,000万円以下 3,000万円を超え3億円以下 3億円を超える	2.2% 1.1%+3万3000円 0.55%+19万8000円 0.33%+85万8000円	①又は⑤の算定額の2分の1（具体的な回収をしたときのみ）	※督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、①又は④の算定額との差額とし、その報酬金は、①又は⑤を準用													
⑦ 民事執行事件・執行停止事件		①の算定額の2分の1 本案事件・督促手続事件に引き続き受任したときは、3分の1	①の算定額の4分の1 執行停止事件では、重大又は複雑なときのみ	※本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に算定													
⑧ 保全命令申立事件等		①の算定額の2分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、3分の2	事件が重大又は複雑であるときは、①の算定額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、3分の1 保全手続のみにより本案の目的を達したときは、①を準用	※保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を要するものとし、その額については、同様に算定 ※本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に算定													
⑨ 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟		33万0000円～ 66万0000円 但し、①の算定額とより高い額	33万0000円～ 66万0000円 但し、①の算定額とより高い額														
⑩ 行政上の不服申立事件		①の算定額の3分の2	①の算定額の2分の1	※審尋又は口頭審理等を経たときには、①を準用													
⑪ 借地非訟事件		借地権の額が5,000万円以下の場合、22万0000円～55万円 5,000万円を超える場合、5,000万円を超える部分の0.55%を加算	右の額を経済的利益の額として、①で算定額	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">申立人</td> <td>申立認容</td> <td>借地権の額の2分の1</td> </tr> <tr> <td>相手方の介入権認容</td> <td>財産上の給付額の2分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">相手方</td> <td>申立却下又は介入権認容</td> <td>借地権の額の2分の1</td> </tr> <tr> <td>賃料の増額</td> <td>賃料増額分の7年分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財産上の給付</td> <td>財産上の給付額</td> </tr> </table>	申立人	申立認容	借地権の額の2分の1	相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1	相手方	申立却下又は介入権認容	借地権の額の2分の1	賃料の増額	賃料増額分の7年分		財産上の給付	財産上の給付額
申立人	申立認容	借地権の額の2分の1															
	相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1															
相手方	申立却下又は介入権認容	借地権の額の2分の1															
	賃料の増額	賃料増額分の7年分															
	財産上の給付	財産上の給付額															

経済的利益の額の算定方法	
金銭債権	債権総額（利息及び遅延損害金を含む。） 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額（但し、期間不定のものは、7年分の額）
交通事故	金銭債権と同様 簡易な自賠責請求は、給付金額150万円以下の場合は3万3000円、150万円を超える場合は給付金額の2.2%を手数料とする 但し、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合、協議により適正妥当な範囲内で増減額できる
賃料増減額請求事件	増減額分の7年分の額
所有権（登記手続請求を含む）	対象たる物の時価相当額（時価が不明な場合、固定資産評価額の2～3割増を目安とする。以下、同様） 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権（登記手続請求を含む）	対象たる物の時価の2分の1の額か権利の時価のより高い額 建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
地役権（登記手続請求を含む）	承役地の時価の2分の1の額
担保権（登記手続請求を含む）	被担保債権額か担保物の時価相当額のより低い額
詐害行為取消請求事件	取消請求債権額と取消される法律行為の目的の価額のより低い額
共有物分割請求事件	対象となる持分の時価の3分の1の額 分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額 分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、3分の1の額
遺留分侵害額請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
債権執行事件	請求債権額と執行対象物件の時価のより低い額
会社設立等 設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額
算定不能	800万円

刑 事 事 件

刑事弁護事件（少年事件を含む）	着手金	事案簡明な事件 事案が複雑な事件	22万0000円から55万円 33万0000円から110万円
	報酬金	事案簡明な事件で不起訴・求略式命令・執行猶予・求刑よりも減刑された場合 事案が複雑又は無罪等	22万0000円から55万円 33万0000円から110万円
保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に相当額を算定			
告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続	着手金 報酬金		1件につき11万0000円以上 依頼者との協議により定める

債 務 整 理 事 件

任意整理	着手金 報酬金	債権者1社につき2万2000円 債権者1社につき2万2000円 +整理前の債権者請求額からの減免額11%+過払金による返還額22%
	但し、訴訟手続を要する場合、事業者ローンの場合及び抵当権登記・強制執行等が関与するなどの複雑な事案の場合、着手金を11万0000円以上ないし一般民事事件に準ずることとする	
破産事件（免責事件までを含む）・会社整理	着手金 報酬金	非事業者1人 22万0000円～77万0000円 事業者1社 55万円～330万円（負債総額が10億を超える場合には、別途協議する） 非事業者1人 0円～55万円 事業者1社 22万0000円～110万円（負債総額が10億を超える場合には、別途協議する）
	但し、夫婦、親子等の事情を同じくする親族及び法人と代表者の各手続を同時進行させる場合には、相当額まで減額しうる	
民事再生	事業者の通常再生	着手金 報酬金 110万円～（負債総額が10億を超える場合には、別途協議する） 55万円～165万円（負債総額が10億を超える場合には、別途協議する）
	個人版再生	着手金 報酬金 22万0000円～44万0000円 22万0000円～33万0000円

但し、債務整理事件に関しては、依頼者の生活状況等を考慮し、費用の減額を行う場合がある

各 手 数 料

法律相談料		30分ごとに5500円	特に複雑又は特殊な事情がある場合、協議により定める	
書面による鑑定料		11万0000円～33万0000円		
法律関係調査		5万5000円～22万0000円		
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし 弁護士名の表示あり	1万1000円～3万3000円 3万3000円～5万5000円		
簡易な家事審判		11万0000円～22万0000円		
遺言書作成	定型	11万0000円～22万0000円		※公正証書にする場合、3万3000円を加算
	非定型	300万円以下 300万円を超え、3,000万円以下 3,000万円を超え3億円以下 3億円を超える	22万0000円 1.1%+18万7000円 0.33%+41万8000円 0.11%+107万8000円	
遺言執行	300万円以下 300万円を超え、3,000万円以下 3,000万円を超え3億円以下 3億円を超える	33万0000円 2.2%+26万4000円 1.1%+59万4000円 0.55%+224万4000円		※遺言執行に裁判手続を要する場合、別に裁判手続に要する報酬を別に算定
任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理	日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理 収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理 依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談	月額5500円～5万5000円 月額3万3000円～11万0000円 1回あたり5500円～3万3000円		※依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合、法律関係調査に準ずる ※不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、別に算定
証拠保全		22万0000円に①の算定額の10%を加算した額		※本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に算定
即決和解（示談交渉を要しない場合）・公示催告	300万円以下 300万円を超え3,000万円以下 3,000万円を超え3億円以下 3億円を超える	11万0000円 1.1%+7万7000円 0.55%+24万2000円 0.33%+90万2000円		※示談交渉を要する場合、示談交渉事件に準じる
倒産整理事件の債権届出		5万5000円～11万0000円		
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	1,000万円未満 1,000万円以上1億円未満 1億円以上	5万5000円～11万0000円 11万0000円～33万0000円 33万0000円以上	※公正証書にする場合、3万3000円を加算
	非定型	300万円以下 300万円を超え3,000万円以下 3,000万円を超え3億円以下 3億円を超える	11万0000円 1.1%+7万7000円 0.33%+30万8000円 0.11%+96万8000円	
会社設立等設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	1,000万円以下 1,000万円を超え2,000万円以下 2,000万円を超え1億円以下 1億円を超え2億円以下 2億円を超え20億円以下 20億円を超える	4.4% 3.3%+11万0000円 2.2%+33万0000円 1.1%+143万0000円 0.55%+253万0000円 0.33%+693万0000円		※合併又は分割については220万円を、通常清算については110万円を、その他の手続については11万0000円を、それぞれ最低額
会社設立等以外の登記等申請手続		1件11万000円		
登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続		1通につき3300円		
株主総会等指導		33万0000円以上 総会等準備も指導する場合、55万円以上		
現物出資等証明		1件33万0000円		
顧問料	非事業者 事業者	月額2万2000円以上 月額5万5000円以上		
日当	半日（往復2時間を超え4時間まで） 1日（往復4時間を超える場合）	3万3000円以上5万5000円以下 5万5000円以上11万0000円以下		